

「五胡」時代の「屬」について

—トウルファン出土五胡文書分類試論（Ⅱ）—

關尾史郎

はじめに

先に私は、「五胡」時代（以下、「当該時代」）、高昌郡文書のうち、カラホージャ91号墓、同96号墓、およびアスターナ382号墓などから出土したいわゆる兵曹関係文書群について考察の機会をもった【關尾2009】。しかし紙幅の都合などもあり、そのなかの上行文書について論及するにとどまった。しかし少数ではあるが、兵曹関係文書群のなかには、それ以外にも検討にあたいする文書が含まれている。本稿は、このうちの「屬」について取り上げ、若干の検討を試みるものである。

「符」や「辭」などとは違い、「屬」は、編纂史料にはほとんど登場してこない。そのためか、これに言及した先行研究は、柳洪亮氏の成果だけである【柳1997A(柳1997B)】。柳氏はそこで、「屬」は「平行公文」であるという理解を示しているが、本稿はおのずとその可否を検討するという形式をとることになる。⁽¹⁾

1. 「屬」とその形式

先ずカラホージャ96号墓から出土した兵曹関係文書群中の「屬」を掲げておく。⁽²⁾ 該当するのは以下の3点である。⁽³⁾

(1) 本稿の作成にあたっては、中国海洋大学文学与新聞伝播学院の修斌先生から貴重な教示をいただいた。特記して謝意を表したい。また本稿は、科学研究費補助金(基盤研究(B))「英仏所蔵敦煌・吐魯番出土漢文文献の古文書学的比較研究」(代表:關尾)による研究成果の一部である。

(2) カラホージャ96号墓とその出土文書の年代については、全てこの前稿【關尾2009】を参照されたい。

- ①「北涼年次未詳兵曹爲補代馬子郭氏生文書」(75TKM96:45(a)〈写・録〉)

【唐(主編)1992:38】

李兵曹;馬子郭氏□□

補代王。白
名祿言□□
諾

□□「□□」□□□□

[後 缺]

- ②「北涼年次未詳兵曹屬爲以王明代張賞入員事」(75TKM96:31(a)〈写・録〉)【唐(主編)1992:39】

李兵曹;今以王明代張賞入員、屬至□□

諾。名祿□□

主簿「泮」 [下 殘]

- ③「北涼年次未詳兵曹白爲胡愍生永除□□佃役事文書」(75TKM96:46〈写・録〉)【唐(主編)1992:40】⁽⁴⁾

□□李二兵曹;胡愍生□□

□□永除□□佃役已。白

諾。名 祿□□
名 龍□□

主簿 □□

またこのほかに、同じ「屬」と思われる文書があるので、次に示す。⁽⁵⁾ 後者は、カラホージャ91号墓から出土したものである。

- ④「年次未詳(4世紀末期)倉曹屬爲買八縦布事」(59TAM305:14/2〈写・録〉)【唐(主編)1992:4】

(3) 以下、本稿に掲げる文書の釈文については、図録本【唐(主編)1992】のそれを尊重しつつも、その写真を参照しながら、一部改めた箇所があるが、煩雑になるので、逐一注記することはしなかった。また文書の表題は、原則として図録本にしたかったが、⑥など一部については、筆者自身の成果【關尾2009】によって改めた。

(4) 本文書の第2行、「除」と「佃」の間の文字について、整理小組は「定」の可能性を指摘しているが【唐(主編)1992:40注釈[-]】、本稿では留保しておく。

(5) このうち、④の内容解釈については、既に試みたことがある【西北会2003:33-36】。また両者が出土したアスターナ305号墓、ならびにカラホージャ91号墓とその出土文書の紀年については、それぞれ旧稿【西北会2001】と前稿【關尾2009】を参照されたい。

倉曹樊霸・梁武；前屬催奸吏買八縱
布四匹、竟未得、今日盡、急須、屬至、亟催
買、會廿六日、屬官付。
統軍「玠」 主簿「謙」 三月廿四日屬

⑤「北涼建平五（441）年七月祠□馬受屬」（75TKM91:18(b)〈写・録〉【唐（主編）1992:66】）

□□ 疆・張軒得・范□・宋奉國・

□□ □康生・蔡宗・宋□疆・

□□ 馬定明等、在□役、屬至

□□ 白

諾。 建平五年七月廿一日祠□馬受屬

參軍「□」 主簿「麥」 五官「龍」

○○○

カラホージャ96号墓から出土した3点については、②の本文中に「屬至」の2字がかるうじて確認できるだけで、①と③には「屬」字さえ確認できない。したがって整理小組もこの2点は「屬」という認識をもっていなかったかのごとき定名を行っている。とくに③に至っては、第2行目最後の「白」字に眼を奪われたせいか、「白」文書という誤解を犯してしまったようである。唯一この文字が見られる②にしても、これだけを根拠にしてこの文書自体が「屬」であると断定することは残念ながら困難である。しかし④と⑤は、本文中に「屬至」の2字があるのみならず、末尾近くの（年）月日に続けて、「屬」字が明記されており、これら自体が「屬」であることが判明する。そして②の「屬至……」諾」が、このうちの後者、すなわち⑤の本文末尾の部分に、「屬至……白」諾」とある文言に対応することはもはや明瞭であろう。そればかりか、「屬至」の2字こそ認められないものの、①の「白」諾」や③の「白」諾」もこの同類と見なすことができよう。カラホージャ96号墓出土の①～③は当該箇所が欠損しているため、断定はむづかしいが、送信の年月日とその直下の「屬」字が記さ

(6) その一方で、後掲の⑥については、本文中に「屬稱」とあるからか、これを「白」文書と正當に解釈せずに、「屬」文書としている。また王素氏も、①と②については、⑥とともに「差遣替補文書」とし、③だけを「上言白事文書」に含めてしまっている【王1997:411】。

れていなかった可能性がある。しかし最終行に、主簿をはじめとする複数の官員がその名を自署している点も、5点に共通する形式である。②と③では筆頭に、④と⑤では第2位に位置している主簿は、上行文書である「白」でも上言の年月日左側の筆頭に位置する「尚書」系の官員であった。⑤で主簿に次ぐ位置にある五官も同じ「尚書」系の官員だが、同じく⑤の筆頭にある参軍は、一部の「白」にだけ見られる軍府系の官員の最下位に位置する職である。このように「屬」では、「白」に自署している官員の一部が末尾に自署しているのである。また⑤では確認できないものの、本文冒頭に、官員の(姓)名をその官職名とともに書き記している点も、他の4点では共通している。これらの官員は、「屬」の宛先すなわち受信者というふうに考えておきたい。

以上の点から、①～③の3点についても、④や⑤と同じように「屬」文書と判断してよからう。4世紀末期、おそらくは前秦時代の作成にかかるであろう④を別とすれば、北涼時代の他の4点はいずれも「白」諾で本文が結ばれているが、「白」が太守への上行文書であり、改行されて必ず行頭に置かれる「諾」がそれに対する太守の判語であることは前稿でも指摘したとおりである【關尾2009】。これは、各「屬」の送信者が、冒頭の官員に対して、当該の事案を太守に「白」して「諾」を得てもらうことを期待していたことを示しているのではないだろうか。むしろ、そのためにこそ「屬」が冒頭の官員に宛てて送られたと考えるべきかもしれない。

なお自署に関わって書体・書風について言及しておく、5点とも最終行の主簿以下の官員の自署以外は別筆は認められず、一人の書者によって作成されたものと考えられることができる。また①～③のうち、②と③は、「曹」字や

(7) ④で筆頭に出てくる統軍については、類例を見出しえないが、その名称から判断して参軍同様、軍府系の官員であろう。

(8) ④では冒頭に姓名が明記されているのに対し、①～③では、姓だけが記されている。この3点ではその代わりというべきか、本文末尾の「諾」字の下方、やや右寄りに少し小さな字で、「名」字で導かれた名が記されている。李禄である。彼の名前は、後掲の⑥をはじめとする「白」に兵曹掾として頻出しているので、考証は不要と思うが、なぜ姓と名が書き分けられたのかは不明である。ただ少なくとも写真からは、名の部分だけが自署で別筆になっていたようには見えない。

なお③は、2名の兵曹関係者に宛てられたものだが、李禄以外の某龍は、「北涼玄始十二(423)年正月兵曹白爲補代・差佃・守代事」(75TKM96:18,23)に、やはり兵曹掾として名前が出てくる張龍であろう。

「名」字などの書風から、同一の書者の手になった可能性が指摘できるが、①だけは、「兵曹」の2字が特徴的で、むしろ「曹」字などは、後掲の⑥に近い書風となっている。

2. 「屬」の性格と機能

「屬」の性格や機能については、柳洪亮氏による成果が唯一で、そこで柳氏は「平行公文」としている【柳1997A：94-97(柳1997B：308-313)】。その妥当性については、あらためて検討することとして、柳氏も注目している2点の文書を掲げておこう。ともに①に関連したもので、同じカラホージャ96号墓から出土したものである。

- ⑥「北涼年次未詳兵曹白爲補代馬子郭氏生事」(75TKM96:44(b)〈写・録〉【唐(主編)1992:38】)

兵曹掾李祿・史趙
屬稱：馬子郭
氏生久被重病、不
別案補顯。
補馬子。事諾

[後 缺]

- ⑦「北涼年次未詳兵曹注録承直・補馬子等事抄目」(75TKM96:44(a)〈写・録〉【唐(主編)1992:39】)

[前 缺]

趙演・張彊白承直事。
郭氏生由来長病不任
王弘顯代生補馬子事。

[後 缺]

この2点は同一紙片の両面であり、⑥は、兵曹掾の李祿と兵曹史の趙苕⁽⁹⁾が、太守に宛てた上行文書、すなわち「白」である。説明は不要かもしれないが、馬子の郭氏生が重病で任に耐えられないため、彼の後任として某顯なる別の人物を用いることについて、太守の裁可を求めるものである。⑦はその兵曹の「文簿」と思われるもので、それによると、⑥の某顯が王弘顯だったことがわかる。整理番号からわかるように、「白」の⑥が書写されたほうが二次面とされてい

るが、小字で語句が行間に挿入されていることから明らかなとおり、草稿の類である。それが整理小組をしてかかる判断をなさしめたのであろうが、今そのことは問わない。ここで重要なのは、⑥の本文の冒頭近くに、「屬稱」とある点である。これは、当該の事案が、兵曹に送達された「屬」を踏まえて太守に上言されたことを示している。そしてその屬こそ、①だったということである。①の本文の末尾近くにある「王」とは、⑦の王弘顯のことにほかならない。また⑥から、①冒頭の「李兵曹」とは、兵曹掾の李祿のことだったことがわかる。⁽¹¹⁾欠損部分が大きいので断定は困難だが、①の本文部分（馬子郭氏……補代王）と⑥のそれ（馬子郭氏生……別案補顯）⁽¹²⁾の字数に極端な違いはないようで、内容はほぼ同じ、すなわち⑥の文言は、①のそれをほとんど繰り返しただけという可能性が考えられる。このことは、⑥が「屬稱」で始まり、それを引用している以上、当然かもしれないが、尊重されるべきであろう。とすれば、⑥に限定してだが、「白」はほとんど「屬」の内容を改変することなく、そのまま太守に上言するために作成されたということになる。①では残念ながら最終行

(9) 趙苕の名前は、「北涼建平年間（437～442年）九月兵曹白下高昌・横截・田地三縣符爲發騎守海事」（75TKM91:26）、「北涼年次未詳兵曹白往守海人名事」（75TKM91:40）に、兵曹掾として見えている。⑥の趙某が推定のように、趙苕であるとすると、彼は建平年間には兵曹の史から掾に昇っていたことになり、⑥はそれ以前の作成にかかるものだったということになる。

(10) ⑥が草稿であるとすると、それを踏まえて正文が作成され、太守に上ったはずである。そのような「白」を列挙したのが⑦であったとすれば、このほうが、草稿よりも遅れて書写されたはずである。列挙が逐一書き加えられたと考えられるのであれば、⑦が書写されたのが一次面ということになろうが、写真から判断する限り、そのような可能性は指摘できない。

(11) 柳洪亮氏は、⑥に「屬稱」とある「屬」を①とは別のものと考えている【柳1997A:96（柳1997B:311）】。⑥に「別案補顯」とある「別」字を、「屬稱」の「屬」の提言とは異なって、というふうに解釈したのが一因である。しかしこの字は、郭氏生ではなく別に新たに、と解釈すれば問題ないだろう。

(12) ①の天地は写真に附されたスケールから約10.5cm、⑥は同じく約11.5cmとなる。完整の天地を23cm程度と仮定すると、文字が約1.5cm前後なので、①の欠損箇所には、約8字が、⑥でも7～8字が入っていたと考えられる。したがって①の本文部分は全体で15字程度になる。また⑥はやや多くて24字程度になる。⑥の場合、⑦の第2～3行目に見える当該事案のタイトルだけでも、現存17字に上り、これに第2行の現存部分の上部には少なくとも「馬子」の2字が、また第3行の上端にも内容は不明ながら5字程度あったはずなので、合計でやはり25字前後に上ると推測される。

に自署している官員の職名は不明だが、他の「⁽¹³⁾屬」では、「白」でも年月日左側の下段筆頭に自署している主簿が、やはり行頭に自署していることを想起すれば、このことは納得できよう。すなわち既に「屬」の作成段階で主簿が了承し自署した事案について、兵曹掾が「白」に転記し、必要に応じて所見を付加した上で、再度主簿以下が自署するわけであるから。②に自署している主簿某洋も、⑤に自署している主簿某麥、五官某龍も、残念ながら「白」文書に見出すことはできないが、「白」の内容が「屬」のそれと矛盾を来すことはありえないと言すべきかもしれない。

さてそれでは、「屬」の発出（発信者）と、宛先（受信者）とはどのような関係にあるのだろうか。先に示したように、柳洪亮氏は、「屬」は「平行公文」であり、兵曹関係文書で言えば、ア）兵曹とは統属関係にない、郡府内の別の部局から兵曹に宛てられ、イ）それを受けて兵曹が「白」を太守に上言し、ウ）太守の裁可（諾）を得た文書が先の別の部局に下され、エ）その部局からまた兵曹に宛てられる、と考えるのである。「屬」はすなわち、最初のア）と最後のエ）で用いられる文書ということになる。⑥に見えている「屬」と④はア）、①～③、⑤（兵曹関係文書ではないが）はエ）の実例である。ア）はともかくも、兵曹が出した「白」に対する裁可がなぜ直接兵曹に届けられなかったのか、つまりなぜエ）のような煩雑な手続きが必要だったのか、疑問なしとはしない。裁可の伝達に門下系の官員が関与したことまでも否定するつもりはないが、一旦兵曹以外の部局を経、そこから再度「平行公文」を用いて兵曹に伝達されたというのは、論理的に考えてみても不自然であろう。柳氏がそのような部局を具体的に示しているわけでもない。はたしてこのような柳氏の見解は首肯されるであろうか。

あらためて5点の「屬」に注目すると、④には発出者が不在。柳氏の言う別

(13) 整理小組は、2字分の自署を推定しているようだが、「白」と「屬」を通じて当該時期の文書でこのような例はほとんど見られないこと、偏は不明ながら「青」字を旁としているように思われることなどから、本稿では1字分としたが、自署のなかに類似の文字は見い出せなかった。

(14) このうち、主簿某洋については、「北涼玄始十二（423）年三月白殘文書」（75TKM96:30(a)〈写・録〉【唐（主編）1992:32】）や、「北涼年次未詳殘文書」（75TKM96:48(a)〈写・録〉【同前:45】）などに見えている校曹主簿某洋と、自署の書風が類似しているため、同一人物である可能性が高い。

の部局（某部門）とはどこなのだろう。加えて月日だけで年月日が揃っていない。これは5点のなかでは唯一4世紀のものであるが、「屬」とは本来、略式の文書であったことがわからう。それに対して5世紀の⑤は年月日が揃っており、発出者についても、「祠□馬受」とある。しかしこれと同時期の①～③については、欠損部分が大きいこともあって、これらの事項が記載されていたか判断がむづかしい。またなによりも、「白」では主簿以下、功曹史、典軍主簿、五官、典軍、および録事と揃って自署している郡府の尚書系の官員が、主簿と五官しか自署していなかったり、同じく長史、司馬、録事參軍、および參軍と列記されている軍府系の官員も、最下位の參軍しか自署していなかったりすることを考慮すれば、5世紀以降も、「白」に比べれば略式の文書だったことは否定できまい。柳氏は、上行文書の「白」（柳氏の「牒」、下行文書の「符」などと同格の平行文書としてこの「屬」を位置づけたかったようだが、「屬」が本来的に有するこのような簡略性を軽視しているように思われてならない。また柳氏は、⑦「北涼年次未詳祠吏翟某條呈爲食麥事」（75TKM91:16(b)）の記述から、「祠」の長官は「祠主」と呼ばれていたとして、⑤の「祠□馬受屬」の欠損部分に「主」字が入るとする。⑦に「祠主」というタームが出てくることは事実だが、⁽¹⁵⁾当該時期にあつては、仏教寺院が「寺」ではなく「祠」と称されていたこと【王1985】を想起すれば、これは「寺主」に相当する意味を有していたと考えるべきで、それが某曹の掾というような部局のトップと同格だったとは考えられない。ましてや、馬受がその地位にあつたというのは推測の域を出ておらず、むしろこのような推測には懐疑的にならざるをえない。なぜならば、⑤の別面（一次面）は、⑧「北涼玄始十一（422）年十一月馬受條呈爲出酒事」（75TKM91:18(a)〈写・録〉【唐（主編）1992:61】）だからである。表裏で約20年の時間差があるが、馬受が同一人物であつたことを否定することは困難であろう。これは⑦と同じ「條呈」という上行文書だが、⑦の発出者が「祠吏」という下級の吏員だったことからすれば、少なくともこの422年当時、馬受が部局のトップないしはそれに準じる地位にあつたとは思えないし、「酒」

(15) ⑦の性格や機能などについては、旧稿【關尾2001】を参照されたい。本稿は、この旧稿の続篇という意味ももつ。

(16) もっとも公文書である條呈になぜ祠主が自署していたのか、という問題が残ってしまう。この点に関しては、後考に俟ちたい。

字がつくような部局の存在も思いつかない。その人物が20年後、例えば某曹の掾のような地位にまで上りつめることができたであろうか。また「祠曹」というような部局の存在も積極的には想定しえない。⁽¹⁷⁾とすれば、⑤の発出者である馬受の地位は柳氏が想定したよりも下位であり、某曹の掾レベルに宛てて「平行公文」を発出できる立場にはなかったと考えたほうが自然であろう。

以上のような諸点を総合的に考えた場合、「屬」とはむしろ上行文書だった可能性が浮かび上がってくるように思う。具体的に言えば、①～③の場合であれば、兵曹内部で先ず詮議が行われ、そこで得られた結論をまとめ、尚書系の官員である主簿や五官の自署を得た（状況に応じて軍府系の官員の一部も自署した）⁽¹⁸⁾上で、兵曹を統括する掾や史に上せられたものだったのではあるまいか。⁽¹⁹⁾④であれば倉曹、⑤であれば、戸曹のような部局が考えられる。①～③のような「屬」が作成された前提には、当事者たちから提出された「啓」や「辭」の存在が想定できるが、このような「屬」をふまえ、あらためて必要に応じて「白」が作成され、太守に上言されたのであろう。そこには主簿と五官のほか全ての尚書系の官員が自署した（状況に応じて軍府系の官員も自署した）ほか、新たに門下系の校曹主簿が「白」の作成段階から深く関わっただけではなく、彼が太守への伝達を負ったのであろう。「屬」のなかには、④のように「白」に書き改められて太守まで上らなかつたものもあつたということであろう。

おわりに

本稿の結論は、以上に尽きる。推測に推測を重ねた果てのわりには、あまりにも貧相だが、「啓」や「辭」などと、「白」とを媒介するところに、「屬」固有の存在意義があつたと考えることも可能であろう。今後、下行文書である「符」や「班示」の検討を行いながら、当該時期における地方官府を舞台とす

(17) 魏氏高昌国時代には、尚書系の諸部に兵部などと並んで祀部が設けられるが、嚴耕望氏の成果【嚴1963】を参照する限りでは、当該時期の郡府の諸曹には、祠曹や祀曹といった部局は置かれた形跡はないようである。

(18) 詮議に掾や史自身が参与したという可能性もありえよう。

(19) ⑤の場合、徭役に関わる内容だったようだが、別面の⑧は、酒（おそらくは租酒として納入された）の支出に関わる内容なので、いずれも税役を管理する部局のものであつたと考えるのが自然であろう。

る文書行政システムの全体像に肉迫していきたいと考えている。

参考文献一覧

日文（五十音順）

西北出土文献を読む会（西北会）

- 2002 「トゥルフアン出土漢語文書校訂稿（V）—アスターナ305号墓出土文書—」、『東アジア』第11号：横21-29頁。
- 2003 「トゥルフアン出土漢語文書校訂稿（VI）—アスターナ305号墓出土文書（続）・アスターナ1号墓とその出土文書—」、『東アジア—歴史と文化—』第12号：横30-53頁。

關尾史郎

- 2001 「條呈—トゥルフアン出土五胡文書分類試論（I）—」、『東アジア—歴史と文化—』第10号：横1-13頁。
- 2009 「『五胡』時代、高昌郡文書の基礎的考察—兵曹関係文書群の検討を中心として—」、土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』、東京：東洋文庫（待刊）。

中文（画数順）

王 素

- 1985 「高昌仏祠向仏寺の演變—吐魯番文書札記（二）」、中華書局古典文学編輯室（編）『学林漫録』第11集：137-142頁。
- 1997 『吐魯番出土高昌文献編年』、台北：新文豊出版公司・補資治通鑑史料長編稿系列。

国家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系（新博他）

- 1981 （編）『吐魯番出土文書』第1冊、北京：文物出版社。

柳洪亮

- 1997A 「高昌郡官府文書中所見十六國時期郡府官僚機構的運行機制」、中華書局編輯部（編）『文史』第43輯：73-104頁、北京：中華書局。
- 1997B 『新出吐魯番文書及其研究』、烏魯木齊：新疆人民出版社。

唐長孺

- 1992 （主編）『吐魯番出土文書』壹、北京：文物出版社。

嚴耕望

- 1963 『中國地方行政制度史』卷中（魏晉南北朝地方行政制度）、台北：中央研究院歷史語言研究所。

（2009年1月25日稿了）